

令和6年10月24日

各 位

福島市長 木幡 浩
(公 印 省 略)

学校施設への包括施設管理導入検討のための サウンディング調査 実施のお知らせ

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市行政運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、学校施設のより良い維持管理を実現するため、「包括施設管理業務委託」を導入することを検討しております。

今後の検討を進めるにあたっての参考とさせていただくため、民間事業者の皆様からご意見やご提案等をお受けする「サウンディング調査」を実施いたしますのでお知らせいたします。

つきましては、調査へのご参加についてご検討いただくとともに、誠に恐れ入りますが、貴協会に加入されている事業者の皆様にも周知いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1 「包括施設管理」について

別紙「包括施設管理業務委託の導入検討について」をご覧ください。

2 「サウンディング調査」について

別紙「学校施設への包括管理導入検討のためのサウンディング調査」をご覧ください。

【担当】 福島市役所 教育委員会事務局 教育施設管理課 施設係
〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号
TEL：直通 024-525-3706 代表 024-535-1111 (内線 5322・5323)

学校施設への包括管理導入検討のためのサウンディング調査

1 「サウンディング調査」とは？

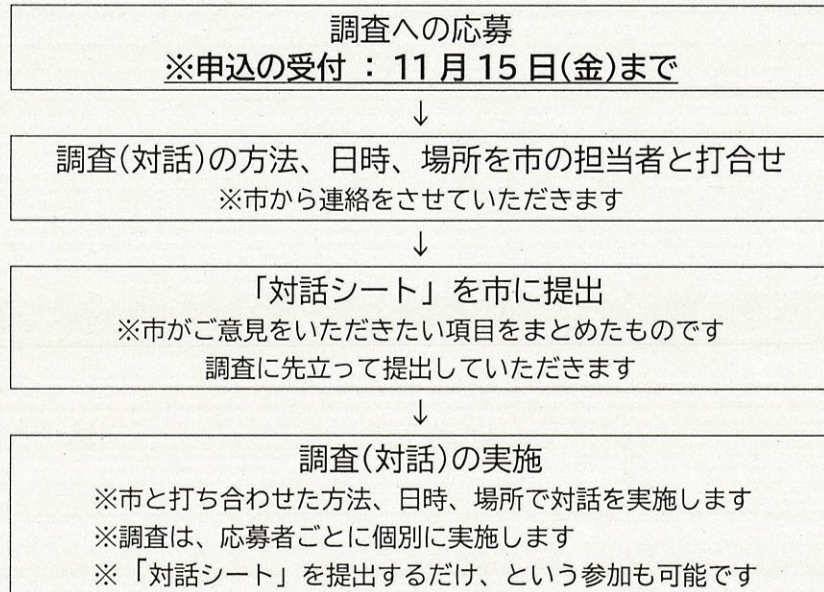
市が考えていることなどに対して、**直接の対話を通して**民間事業者のみなさまからご意見・ご提案・ご質問等をお受けする調査です。

アンケート調査などとは異なり、「直接の対話を通して」というところがポイントです。調査に応募した事業者様や団体様には、市の担当者と直接話をしていただき、その中からご意見等を頂戴していきます。

※対話は、日時と場所を調整しての「対面方式」のほか、Zoomを用いた「オンライン方式」も可能です。

※対話はせず「対話シート」（アンケート調査のようなもの）を提出するだけ、という参加も可能です。

2 調査の流れ



詳細は市ホームページの「実施要領」などをご確認ください

3 調査に応募できる方

学校施設の包括施設管理に関心のある市内外の法人、または法人のグループを対象とさせていただきます。

4 調査の結果

調査の結果は、今後市が行っていく検討の参考とさせていただきます。

また、結果の概要は市のホームページで公表する予定ですが、参加した事業者様の名称、提案のあったアイデアやノウハウは公表しません。

福島市の学校施設への包括施設管理導入について、ご意見、ご提案、ご質問がおありの事業者様や団体様は、ぜひ応募をご検討ください。

なお、応募に際しては必ず市のホームページをご確認ください。



市ホームページ > 子育て・教育 > 教育委員会
> 小・中学校 > 学校施設

包括施設管理業務委託の導入検討について



福島市では、これまで各担当課が施設ごと・業務ごとに行なってきた施設の維持管理等のマネジメント業務を、一事業者一括して委託する「**包括施設管理業務委託**」の導入を検討しています。

1. 導入目的

- ① 施設の維持管理水準の向上と安全確保
- ② 施設の老朽度・劣化度の把握と、それに基づく予防的・計画的な修繕による長寿命化の実現
- ③ 施設管理担当職員の業務負担軽減と、それにより創出される職員の時間、労力をコア業務や市政課題解決に振り向ける(各種行政サービスの向上)

2. 導入の効果

- ① 専門事業者によるマネジメント ⇒ 施設維持管理水準の向上と平準化
- ② 維持管理データの一元化、デジタル化
- ③ 発注・契約事務の負担軽減 ⇒ 人的リソースを他の業務に振り分け、契約手続きの簡略化による迅速な修繕の実施
- ④ 受託者の巡回点検によるきめ細かな施設管理

3. 導入にあたって

導入後も、個々の業務はこれまで同様、各事業者様に実施していただきます。

- 従前と同水準での再委託を公募条件に明記
- これまでの事業者の活用方法等をプロポーザルの評価項目に設定
- 包括管理受託者に対しては、委託業務実施経費とは別にマネジメント経費を支払うことにより、再委託事業者との適正な契約金額を維持

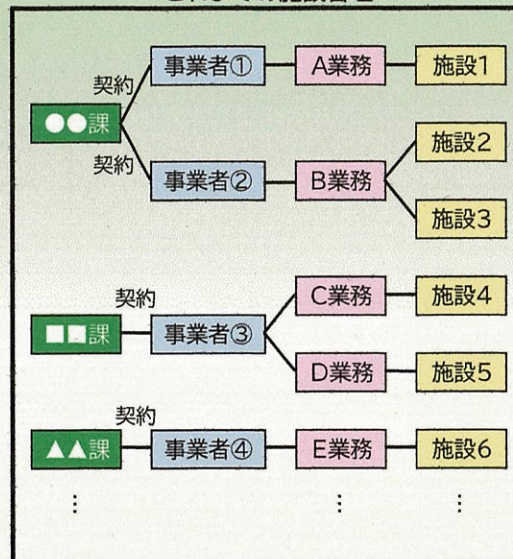
4. 対象施設

スモールスタートとして**学校施設に先行導入**し、今後段階的に拡大していきます。

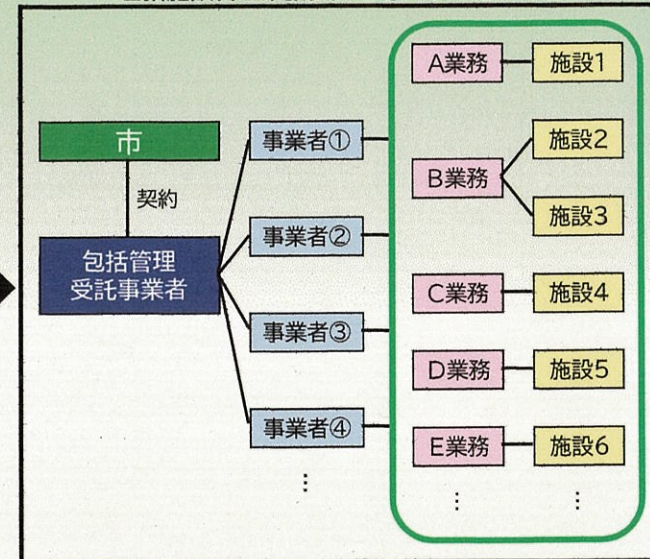
<学校施設>

小学校、中学校、特別支援学校、義務教育学校

これまでの施設管理



包括施設管理業務委託を導入した施設管理



5. 予定スケジュール

令和6年度 サウンディング調査、説明会
 令和7年度 事業者公募、契約等
 令和8年度～12年度 業務委託実施

6. 包括施設管理業務委託 対象業務

以下の保守管理、修繕等の業務を**一括して委託(マネジメント)**することを想定しています。

※自家用電気工作物保安管理、一般用電気工作物保守点検、太陽光発電設備点検、水質検査、受水槽及び高置水槽維持管理、浄化槽維持管理、空調設備保守点検、ガス暖房設備保守点検、オイル暖房設備保守点検、地下オイルタンク保守点検、消防設備等保守点検、エレベーター保守点検、小荷物専用昇降機保守点検、プール循環浄化装置保守点検、水質検査(プール)、建築基準法第12条点検、機械警備、遊具保守点検、排水管洗浄、ねずみ等駆除、害虫駆除、樹木管理・除草等、雨水処理施設保守、修繕(130万円未満)、巡回点検